

## 5 製造（県内・県外業者共通）に申請する場合

### 【製造（県内業者・県外業者共通）の書類提出一覧】

No.	様式	書類名	提出部数	
			県内	県外
1	第7号	製造入札参加資格審査申請書（申請書裏面様式含む）	2	1
2		登記事項証明書（写し可）個人の場合は身分証明書	1	1
3	第8号	実績高調書（審査基準日直前2年間）	1	1
4		財務諸表（審査基準日直前2年の各営業年度分）	1	1
5	第9号	職員数及び営業年数書	1	1
6	第4号 その2	営業所及び委任関係一覧表《該当者のみ》	2	1
7	別紙	委任状兼使用印鑑届《該当者のみ》	2	1
8		法人（個人）県民税、事業税及び自動車税の納税証明書 （写し可）《県外業者は該当者のみ》	1	1
9		消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）	1	1
10	別紙	製造データ入力票 ※鉛筆書き	1	1
11		法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト HP ( <a href="https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/">https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/</a> ) 画面の写し ※国税庁法人番号公表サイト画面の写しについては、「法人 番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が 記載されていること。	1	1

#### 提出にあたっての注意事項

- 1～9を、番号順にA4判ファイル（紙製に限る。色の指定なし。）に綴り、背表紙には申請者名を記入すること。ただし、6～8については、該当がある場合のみ提出すること。
- 10及び2部提出する書類のうち1部は、綴じずにクリップでまとめて別にする。
- 書面審査の指定を受けた者は、上記によりまとめた書類一式を封筒に入れ、封筒に「**工事等入札参加資格審査申請書**」と朱書きの上、**一般書留、簡易書留又はレターパックにより指定期日必着**で郵送すること。

- 各様式の記載例及び記入上の注意を、十分に確認してください。
- 受付した申請書の控え等を御希望の場合は、受付印を押印する書類等を、申請者において御用意願います。（書面審査の場合は返信用封筒も御用意願います。）

(1) 製造入札参加資格審査申請書 (第7号様式)

第7号様式 (第6関係)

受付番号

**製造入札参加資格審査申請書**

**記載例**

申請日を記入 → 令和 6年 9月 2日

福島県知事

郵便番号 960-8670  
住所 福島市杉妻町2-16  
〈ふりがな〉すぎつませいさくしよ  
商号名称 杉妻製作所株式会社  
〈ふりがな〉ふくしま たろう  
代表者職・氏名 代表取締役 福島 太郎  
作成担当者 福島 二郎  
電話番号 024-521-1111

希望する製造の品目

1 工事に関する施設 ② 工事に関する機械 3 船舶の製造・修繕 4 その他

希望する品目を○で囲む

押印不要  
(行政書士作成の場合は必要)

・商号又は名称及び代表者氏名に必ずふりがなをふる。  
・作成担当者には、会社内部で申請書記載内容を熟知している者を記載  
・行政書士作成の場合は、その旨記載して、申請者の委任状を添付

今般貴県発注に係る測量、調査及び設計業務の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

申請書裏面様式

※申請書の裏面に添付してください。

当社の状況については下記のとおりです。

申請日から過去3年間の状況について

該当あり	該当なし	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	製造等を粗雑にし、それ起因して公衆に損害(全治1か月以上若しくは入院2週間以上又は物損額50万円以上の被害)を与えたことがある。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)違反により、代表者、役員又は従業員が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたことがある。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は審決等を受けたことがある。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	贈賄、公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)違反の容疑により代表者、役員又は従業員が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴提起されたことがある。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくはその関係者が経営に関与している又は業務に関し暴力団若しくはその関係者と連携したことがある。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	上記の他、業務に関する法令違反により、代表者、役員又は従業員が逮捕され又は公訴を提起されたことがある。

記載上の注意

- 全項目について「該当あり」「該当なし」の欄のいずれかに○を付けてください。
- 一箇所でも「該当あり」の欄に○が付いた方は、事実の発生日や事実の詳しい内容が分かる書類を提出してください。(任意の様式で可。なお監督官庁等から処分等を受けている場合は、その通知等の写しを添付してください。)
- 事実の内容に応じて入札参加資格制限を行うことがあります。

裏面に申請書裏面様式を添付し、必要事項を記載すること  
※基本受付の際は、全員添付すること  
※追加受付の際は、新規に県の入札参加資格を申請する者のみ添付すること  
(既に県の資格を有しており、希望工種の追加申請を行う場合は、添付不要)

## 記入上の注意

1. 申請年月日を記入すること。
  2. 「希望する製造の品目」欄は、該当するものを○で囲むこと。
  3. 作成担当者は、会社内部で申請書記載内容を熟知している者の氏名を記載すること。なお、行政書士が作成した場合は、その旨を記載し、申請者の委任状を添付すること。
  4. 商号又は名称及び代表者氏名には必ずふりがなをふること。
  5. 裏面に申請書裏面様式を添付し、必要事項を記載すること。
    - ① 全項目について「該当あり」「該当なし」の欄のいずれかに○を付けること。
    - ② 裏面様式の一箇所でも「該当あり」の欄に○が付いた方は、事実の発生日や事実の詳しい内容が分かる書類を提出すること。  
(任意の様式で可。なお監督官庁等から処分等を受けている場合は、その通知等の写しを添付してください。)
    - ③ 事実の内容に応じて入札参加資格制限を行うことがあります。
- ※基本受付の際は、全員添付すること。
- ※追加受付の際は、新規に県の入札参加資格を申請する者のみ添付すること。  
(既に県の資格を有しており、希望品目の追加申請を行う場合は、添付不要。)

## (2) 直前2年における実績高調書（第8号様式）

第8号様式（第6関係）		直前2年における実績高調書				単位：千円
製造の種類別	年別 決算期別	直前第2年度分決算より		直前第1年度分決算より		平均年間製造高 $\frac{(ア) + (イ) + (ウ) + (エ)}{2}$
		4年 4月から 5年 3月まで (ア)	年 月から 年 月まで (イ)	5年 4月から 6年 3月まで (ウ)	年 月から 年 月まで (エ)	
	<b>配電盤</b>	<b>52,000</b>		<b>60,000</b>		<b>56,000</b>
	計	<b>52,000</b>		<b>60,000</b>		<b>56,000</b>

**記載例**

### 記入上の注意

1. [消費税抜き](#)で作成すること。また、千円未満は端数切捨てとすること。
2. 営業年度の変更等のため、審査基準日の直前2年の各営業年度に含まれる月数の合計が24カ月に満たない場合は、136項の「6 決算日に変更があった場合の対応」を確認し、作成すること。
3. 営業期間が1年未満の場合は、そのまま「平均年間製造高」とする。
4. 審査基準日直前の営業年度終了の日からさかのぼって2年以内に、営業の同一性を失うことなく組織変更等をしている場合、実績高は変更の前後で通算できる。



○平均年間製造高をデータ入力票に転記すること。

(3) 職員数並びに営業年数 (第9号様式)

第9号様式						<b>記 載 例</b>
職員数並びに営業年数						
常勤職員の数	経験年数	技術関係職員	事務関係職員	工員等	合計	
	3年以上	10	6	18	34	
	3年未満	6	3	7	16	
	計	16	9	25	50	
営業年数計	創業	転廃業(休業)		現組織への変更	営業年数計	
	昭和61年 4月 1日	自 年 月 日		年 月 日	36 年	
		至 年 月 日				

**記入上の注意**

1. 「常勤職員の数」欄については、法人にあっては代表権を有する役員、個人にあっては事業主を除き、雇用期間を限定することなく常時雇用されている職員であり、当該製造業務に従事している者の数を記入すること。
2. 建設工事、測量等の申請もしている場合は、これらとの職員の重複は認めない。
3. 「営業年数」は創業から審査基準日までの年数とし、1年未満は切り捨てること。



○営業年数をデータ入力票へ転記すること。

(4) 営業所及び委任関係一覧表 (第4号様式その2 (測量等、製造))

第4号様式その2 (測量等、製造)										
営業所及び委任関係一覧表										
商号又は名称: <b>杉妻製作所株式会社</b>										
営業所			内部委任者		委任する 業務種別	委任事項				委任区域 (管内別)
名称	代表者	所在地等	職	氏名		見積 入札	契約	代金 請求 受領	復代 理人 選任	
(本店)	福島 太郎	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 024-521-1111								
本社										
(営業所)										
郡山 営業所		〒963-8876 郡山市麓山1-1-1 024-935-1329	所長	郡山 次郎	工事に 関する機械	○	○	○	○	県中 県南
会津 営業所		〒965-8501 会津若松市追手町 7-5 0242-29-5414	所長	会津 三郎	工事に 関する機械	○	○	○	○	会津若松 喜多方
計			3 箇所							

**記 載 例**

**記入上の注意**

1. 委任先を設けない場合は、提出は不要である。
2. 「営業所」の欄には、委任を受けた営業所のみを記載すること。
3. 県内業者が委任先を設ける場合の委任区域は、各建設事務所管内単位とする。
4. 県外業者が委任先を設ける場合、委任先営業所は1箇所のみとする。

(5) 委任状兼使用印鑑届

標準例

委任状兼使用印鑑届

記載例

福島県知事 様

申請日を記入

令和 6 年 9 月 2 日

押印省略可とする。  
押印する場合は契約  
時使用印鑑を押印す  
ること。

代理人を置く営業所の所在地

福島県会津若松市追手町7-5

商号又は名称 杉妻製作所株式会社

受任者

事業所名 会津営業所

代理人役職名 所長

代理人の氏名 会津 三郎

私は、上記の者を代理人と定め、貴職との間における下記に掲げる行為についての権限を委任するとともに、その行為に際して使用する印鑑についてお届けします。

主たる営業所の所在地

福島市杉妻町2番16号

委任者

商号又は名称 杉妻製作所株式会社

代表者役職名 代表取締役

代表者氏名 福島 太郎

記

委任事項

1. 入札及び見積もりの件
2. 契約の締結の件
3. 代金の請求及び受領の件
4. 復代理人選任の件
5. その他上記に付随する一切の件

委任する業務種別

製造

委任する管内

会津若松、南会津

委任期間

令和〇年〇月〇日 ~ 令和9年3月31日

県外業者の場合は委任する管内の  
項目は削除すること

【基本受付の場合】  
令和7年4月1日～令和9年3月31日  
【追加受付の場合】  
申請日～令和9年3月31日

## 記入上の注意

1. 委任状の様式は標準例にある項目を具備していれば、任意の様式で構いません。
2. 委任する場合、見積入札・契約締結・代金請求受領の権限はすべて委任してください。
3. 受任者と代表者の押印は省略可能です。なお、押印をする場合は契約時使用印鑑を使用してください。
4. 委任区域は、各建設事務所管内単位です。
5. 県外業者の場合、委任先は1カ所のみとしてください。
6. 日付、宛先等も漏れなく記載してください。

(6) データ入力票

【令和7・8年度】

製造データ入力票

記載例

※すべて鉛筆で記入すること。

1 本社又は本店情報

商号又は名称	フリガナ	職	代表者名	フリガナ	住所	電話番号	FAX	法人番号
杉妻製作所 (株)	フクジマセイサクショ	代表取締役	福島 太郎	フクジマ タロウ	福島市杉妻町2-1-6	024-521-7899	024-521-9727	111111111111 11

2 企業情報

営業年数 (年)	資本金 (千円)	平均製造高 (千円)	製造の内容 ※具体的に記載してください。
36	15,000	56,000	工事に関する機械 計測機器等

3 受任者情報

No.	受任者名	フリガナ	職	受任者名	フリガナ	住所	電話番号	FAX	委任区域 (管内別)
1	郡山営業所	コホリヤマエイク ヨウジヤ	郡山 次郎	郡山 次郎	コホリヤマ ジロウ	郡山市麓山1-1-1	024-935-1329	024-935-1407	県中・県南
2	会津営業所	アイヅ エイク ヨウジヤ	会津 三郎	会津 三郎	アイヅ サブ ジロウ	会津若松市追手町7-5	0242-29-5427	0242-29-5413	会津・喜多方

県外業者の場合は、全県と記載すること。

・委任先を設ける場合は記載すること。委任区域は、各建設事務所管内単位とする。  
 ・県内業者が委任先を設ける場合は、1箇所のみとする。  
 ・県外業者が委任先を設ける場合は、1箇所のみとする。

## 記入上の注意

### 【各項目共通】

1. 記入にはエンピツを使用し、訂正する場合は、きれいに消してからすること。
2. 「データ入力票」の提出時の用紙サイズはA4判とします。

### 【本社または本店情報】

#### ○商号又は名称（漢字）、商号又は名称（カナ）、代表者職名、代表者氏名（漢字）、代表者氏名（カナ）

- ・申請書から転記します（申請書と一致します）。
- ・商号又は名称の「株式会社」等は略号で記入します。  
株式会社：（株）、有限会社：（有）、合名会社：（名）  
合資会社：（資）、合同会社：（同）、社団法人：（社）  
財団法人：（財）、一般社団法人：（一社）、一般財団法人：（一財）  
公益社団法人：（公社）、公益財団法人：（公財）
- ・商号又は名称のフリガナでは「カブシキカイシャ」等は省略します。

#### ○住所

- ・申請書から転記します（申請書と一致します）。
- ・なお、住所は、資格の認定通知書等の送付先となります。
- ・郡名も記載します。
- ・番地等は「ー」（ハイフン）を使い、省略して記載します。  
例） 1丁目2番3号 1ー2ー3

#### ○電話、FAX

- ・番号には「ー」（ハイフン）をつけます。
- ・建設工事等の入札参加資格や入札・契約に関する連絡先になります。

#### ○法人番号

- ・13ケタの法人番号を記入します。

※国税庁法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) から検索できます。

※登記事項証明書に記載の番号は12ケタですので、記入に使用しないでください。

### 【企業情報】

#### ○営業年数

- ・審査基準日の前日までの営業年数を記入してください。なお、1年未満端数は切り捨てます。

#### ○資本金

- ・審査基準日の直前営業年度に係る財務諸表（貸借対照表）から、千円単位で転記します。

#### ○平均製造高

- ・「直前2年における実績高調書」の平均年間製造高を転記します。（当該製造高と一致します）。

#### ○製造の内容

- ・具体的な品目を記載します。

### 【受任者情報】※委任先を設ける場合に記載すること

#### ○受任営業所等名（漢字）、受任営業所等名（カナ）、受任者職名、受任者氏名（漢字）、受任者氏名（カナ）、住所、電話、FAX

- ・「営業所及び委任関係一覧表」又は「委任状」から転記します（当該書類と一致します）。
- ・記入方法は、「本社または本店情報」同様です。

#### ○委任区域（管内別）

- ・県外業者の場合は、「全県」と記載します。

### (7) 登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）

法人と個人事業主の場合に応じて、次の書類をそれぞれ提出すること。

①法人：登記事項証明書（写し可）

②個人：本籍のある市区町村の発行する身分証明書及び法務局が発行する「登記されていないことの証明書」

### (8) 財務諸表（審査基準日直前2年の各営業年度分）

ア 審査基準日の直前2営業年度分の財務諸表等を提出すること。

①法人：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

②個人：青色申告決算書又は収支内訳書等の上記に相当する書類

イ 注記表を作成していない場合、注記表の提出を省略したい場合又は個人の場合については、財務諸表等が税込表示か税抜表示かについて確認できるように、財務諸表等の余白に税込か税抜を表示すること。

### (9) 法人（個人）県民税、事業税及び自動車税納税証明書（写し可）

ア 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。

ただし、個人事業主の場合の個人県民税（住民税）については、住所地の市町村で発行されたものとする。

イ 県外業者については、福島県内に営業所等がなく、福島県に納めるべき税金が発生しない場合は提出不要です。

ただし、委任先かどうかに関わらず、福島県内に営業所等がある場合は提出が必要です。この場合、営業所等を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行を受けます。

例：郡山市に営業所がある場合 県中地方振興局県税部（郡山合同庁舎 郡山市内）

ウ 証明事項は、法人（個人）県民税、法人（個人）事業税と自動車税とする。審査基準日の直前1年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとすること。ただし、自動車税については、納期限が到来している直近分のものとする。

※ 自動車税について、リース車等により課税の対象とならない場合は、「課税なし」の証明を受けてください。

エ 証明事項及び証明書は、「未納がないことの証明」でも可とする。

オ **未納がある場合は、入札参加資格審査の申請ができません。**

### (10) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

ア 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に申請者の主たる営業所所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。

イ 証明事項は、消費税及び地方消費税とする。審査基準日の直前1年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとすること。

ウ 納税証明書の様式は、税額の証明書（その1）又は未納がないことの証明（その3、そ

の3の2、その3の3)とする。

エ 納税の猶予を受けている場合であって、証明書で当該事実を確認できない場合にあつては、納税猶予の決定通知の写しを納税証明書に添付すること。

オ **未納がある場合は、入札参加資格審査の申請ができません。**

#### (11) 法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトHP画面の写し

ア 国税庁法人番号公表サイトHP (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) 画面の写しについては、「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されているものを用意してください。